

令和3年第3回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和3年9月16日(木)開議

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼 総 合 政 策 課 長	富井 文枝	民 生 部 長	辻井 弘至
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	吉田 一弘
総 務 課 長	吉田 裕一	上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁
会計管理者職務代理	中澤 章浩		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	富 士 青 美	議 会 事 務 局 長 補 佐	吉 川 明 宏
-------------	---------	-----------------	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告
議案第 4号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について
- 第 2 文教厚生常任委員会委員長報告
- 第 3 一般会計決算審査特別委員会委員長報告
認定第 1号 令和2年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 特別会計等決算審査特別委員会委員長報告
認定第 2号 令和2年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
認定第 3号 令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
認定第 4号 令和2年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号 令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算
の認定について
認定第 6号 令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
認定第 7号 令和2年度安堵町水道事業会計決算の認定について
- 第 5 発議第 1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書
- 第 6 発議第 2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める
意見書
- 第 7 議員派遣について
- 第 8 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 第10 子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会の閉会中の継続調査に
ついて

開 会
午前10時00分

議長（福井保夫） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（福井保夫） 只今の出席議員は8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の会議を開きます。

日程第1「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

議案第4号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」を当委員会に付託しました。

委員の結果について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。大星総務産業建設常任委員長。

（大星総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司） 9番 大星でございます。それでは総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

本会議で付託された議案の審査等のために当委員会を開催したので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

1. 調査事項、付託案件及び審査案件について。

議案第4号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」と「水道本管の更新計画及び進捗状況について」です。

2. 開催日時及び場所、令和3年9月9日、木曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室でございます。

3. 出席者、(1) 委員として、委員長 私、大星と、増井副委員長、松田委員、三浦委員、山岡委員、福井委員、浅野委員、森田委員です。(2) 説明員として、富井総務部長、辻井民生部長、吉村事業部長、廣瀬上下水道課長。(3) 議会事務局からは、富士事務局長、吉川事務局長補佐。

4. 内容は、9月2日の本会議で付託された案件及び水道本管の更新計画、進捗状況について各部長、課長から詳細な説明を受け慎重に審査いたしました。当委員会としての結果は次のとおりです。

(1) 議案第4号「令和3年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について」、説明員の説明と各委員の質疑の概要は以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、予防費等については、福祉保健センターのトイレ改修、ワクチン接種関連の報酬、ワクチン接種業務委託等に関する費用である。災害対策費の備品購入費は、自家発電機5台購入を予定しており、今後も継続して購入する計画である。

以上のとおり審議し、採決の結果、当常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、(2) 水道本管の更新計画、進捗状況について説明を受け審議いたしました。質疑の概要は以下のとおりです。

非耐震の水道本管、特に石綿管の更新状況について、主に下水道管の敷設と同時施工により工事費を節減している。水道本管の全長約4.1キロの内、石綿管2.8キロを計画的に更新し、現時点では令和10年度完了予定である。

以上です。

議長(福井保夫) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

議案第4号について討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第2「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

当常任委員会の結果について委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（三浦 博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。三浦文教厚生常任委員長。

(三浦文教厚生常任委員会委員長 登壇)

文教厚生常任委員会委員長（三浦 博） 文教厚生常任委員会の報告をいたします。

文教厚生常任委員会を開催いたしましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、下記のとおり報告をいたします。

1. 案件、（1）地域包括支援センターへの委託業務について、（2）その他、であります。
2. 開催日時及び場所、令和3年9月10日、金曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。
3. 出席者、（1）出席委員、三浦委員長、浅野副委員長、松田委員、増井委員、山岡委員、福井委員、森田委員、大星委員。（2）説明員として、堀口副町長、辻井民生部長、井上健康福祉課長、栗本健康福祉課長補佐、玉村安堵町社会福祉協議会事務局長、可児安堵町地域包括支援センター長。（3）事務局として、富士議会事務局長、吉川局長補佐であります。
4. 報告の内容、（1）地域包括支援センターへの委託業務について

①はじめに、安堵町が地域包括支援センターに委託している業務について、可児センター長から、資料「令和2年度安堵町地域包括支援センター現況報告」に基づいて、詳細の説明がありました。

項目としては、令和2年度の重点取り組み内容、安堵町の現状、総合相談支援事業、権利擁

護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業、介護予防事業（いきいき百歳体操、元気アップ教室等）、生活支援体制整備事業等であります。

②当委員会は以上の説明を聞き、業務の内容は多岐にわたり、多種多様の事業が展開されていることに、認識を新たにいたしました。

各委員から積極的な質問及び意見に対し、関係者から答弁を受け、主要な内容は以下のとおりであります。

①各事業に共通して言えることは「各地域住民が主体の事業である」という点である。したがって事業の遂行は、各地域住民の自主性と自発的な協力にかかっていることが大きく影響します。

②コロナ禍の中で、地域ごとの事業展開にバラツキがあるものの、「いきいき百歳体操」は、各地域の活性化と住民の健康づくりの一環として推進されてきた事業です。この機会に地域包括支援センターの更なるリーダーシップにより、「いきいき百歳体操」の再開と活性化に向けた取り組みを期待する。また、地域住民の健康づくりについては、他市町村の経験も参考にす等、より積極的に一步踏み込んだ取り組みを期待する。

③コロナ禍のもとで、当該センターの事業が効果的に機能するように期待するとともに、今後とも当委員会は「協力・連携をしていく」ことを確認をいたしました。

(2) その他

新型コロナウイルスワクチン接種について報告を受けた。

9月8日現在ですが65歳以上は、1回目が92.8%、2回目が92.0%、12歳以上で見れば1回目が71.0%、2回目が63.6%、全町民比で言えば1回目が65.7%、2回目が58.7%という現状です。今後の接種予定については、10月10日終了を目標に取り組んでいる。ということを経理を受けました。

以上であります。

議長（福井保夫） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

議長（福井保夫） 日程第3「一般会計決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

認定第1号「令和2年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を当特別委員会に付

託しました。

審査の結果について報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野委員長。

（浅野一般会計決算審査特別委員会委員長 登壇）

一般会計決算審査特別委員会委員長（浅野 勉） 一般会計決算審査特別委員会委員長 浅野。一般会計決算審査特別委員会報告。

本委員会に付託された事件について、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 記。1. 審査事件、認定第1号「令和2年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」
2. 開催日時及び場所、令和3年9月6日、月曜日、10時から、安堵町役場3階31会議室。
3. 出席者、（1）特別委員会委員、委員長の浅野です。森田副委員長、松田委員、増井委員、三浦委員、大星委員。（2）オブザーバー、福井保夫議長、山岡議員選出監査委員。（3）説明員、西本町長、堀口副町長、辰巳教育長、富井総務部長兼総合政策課長、辻井民生部長、吉村事業部長、吉田教育次長、吉田総務課長、勝井税務課長、増田住民課長、藤岡こども支援課長、井上健康福祉課長、溝本産業課長、池田建設課長、廣瀬上下水道課長、中澤会計管理者職務代理、吉田教育総務課長、西田生涯学習課長。（4）事務局、富士議会事務局長、吉川局長補佐。
4. 一般会計決算審査特別委員会の報告をいたします。付託案件 認定第1号「令和2年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」、審査した結果を報告します。

令和2年度一般会計決算の概要について、会計管理者職務代理から「主要な施策の成果説明書」に基づき以下の説明を受け、各委員から活発な質疑が出された。

令和2年度決算は、新型コロナウイルス感染症対応を最優先事項とし、住民の「生命・健康・生活」を守るとともに、地域の活性化を図る様々な施策を展開した。そのため、本町の決算は、一般会計決算と特別会計決算を合算すると過去最大になり、総額約62億円を超える規模になった。

○一般会計歳入決算の主なもの。特別定額給付金事業費、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯への臨時特別給付金事業費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金や新型コロナウイルス感染症に対応する教育環境整備事業の補助金、小学校の

トイレ改修工事、GIGAスクール構想に伴う補助金等により、国庫支出金は約10億2,150万1,000円(484.2%)の増加である。新型コロナウイルスの感染症に対応する県内消費喚起支援補助金、奈良モデル応援補助金等により、県支出金は約5,702万3,000円(35.5%)の増加である。

○一般会計歳出決算の主なもの。①第5次総合計画・第2期総合戦略、障害者福祉計画、ハザードマップ更新等の各種計画の策定業務。②新型コロナウイルスの感染症に対応する地域振興券の発行事業委託。③GIGAスクール構想に伴う、児童生徒用のパソコン等の備品購入費。④住民票等のコンビニ交付に伴うシステム改修等の事業等により、物件費は総額約1億5,900万円(25.7%)の増加になりました。GIGAスクール構想について質問があり、ICT環境や児童生徒用のパソコン整備は完了し、小中学校の学校現場で専門講師の支援により、児童生徒が有効活用をしている。⑤新型コロナウイルスの感染症に対応する特別定額給付金。⑥中小企業者等、事業継続支援金や助成金等により、補助費は総額約7億6,900万円(368.5%)の大幅な増加がありました。

令和2年度の歳入総額	44億1,102万	437円
歳出総額	42億5,482万3,743円	
繰越明許費繰越額	966万5,000円	
実質収入額	1億4,653万1,694円	の黒字
単年度収支	7,059万8,000円	の黒字
実質単年度収支	7,089万5,000円	の黒字となった。

令和2年度の決算は、単年度収支、実質単年度収支は、共に4年ぶりに黒字に転換したが、その要因は新型コロナウイルス感染症に対応する各種の交付金等を有効活用したものや、消防賞じゅつ基金等の繰入れによるものであり、財政状況が大きく改善したものではない。引き続き「財政健全化計画」の取組を進め、持続可能な行政サービスを提供するために経常経費の削減や臨時的事業の見直しを進めていくとの説明があった。

その他の意見として、部活動指導員配置促進事業について、部活動の指導に外部講師の招聘が必要である。小中一貫教育の構想にもつながる。現在、中学校吹奏楽部に指導員が導入されているが、今後も指導員に係る予算の確保に努められたい。

また、各種団体に対する補助金について発言があり、例年、特に、特殊廃棄物処理補助金が、前年度と同額を支給する状況が長年続いていたが、今後は各事業の目的等を更に精査の上、必要に応じた金額を交付することを本委員会で確認した。

採決の結果、認定第1号「令和2年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、出席委員全員が賛成。よって当委員会は、認定第1号を原案どおり認定すべきものと決した。

以上。

議長（福井保夫） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。
これより、認定第1号「令和2年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」、採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。
認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（福井保夫） 日程第4「特別会計等決算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。
認定第2号「令和2年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号「令和2年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までを当特別委員会に付託しました。
審査の結果について報告を求めます。

特別会計等決算審査特別委員会委員長（大星成司） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。大星委員長。

（大星特別会計等決算審査特別委員会委員長 登壇）

特別会計等決算審査特別委員会委員長（大星成司） それでは、特別会計等決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された審査について、下記のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査案件、認定第2号「令和2年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「令和2年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までです。
2. 審査の経過、開催期日は令和3年9月7日、火曜日、午前10時から。開催場所は、安堵町議会第2委員会室。出席委員、委員長、私 大星と、松田副委員長、増井委員、三浦委員、浅野委員、森田委員、以上6名です。オブザーバーとして福井議長、山岡議員選出監査委員に出席いただきました。説明員として、西本町長、堀口副町長、富井総務部長、辻井民生部長、吉村事業部長、増田住民課長、井上健康福祉課長、池田建設課長、廣瀬上下水道課長、中澤会計管理者職務代理です。事務局からは、富士事務局長、吉川事務局長補佐に出席いただきました。
3. 特別会計等審査特別委員会報告をいたします。9月2日の本会議で付託を受けた、令和2年度安堵町特別会計等歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を開催しましたので報告します。

（1）認定第2号「令和2年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

令和2年度の決算額は、歳入総額8億9,549万4,504円、歳出総額9億412万8,360円、実質収支額はマイナス863万3,856円。令和6年の県統一化に向け累積赤字の解消を図り、滞納回収にもより一層工夫し、早期回収することに努めることを確認した。審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

（2）認定第3号「令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

令和2年度の決算額は、歳入総額・歳出総額共に2,619万6,259円、実質収支額は0円。また、本会計は令和2年度決算をもって廃止されます。審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

（3）認定第4号「令和2年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

令和2年度の決算額は、歳入総額・歳出総額共に2億8,433万8,162円、前年度比1,724万8,302円の増である。また、令和3年度末における下水道整備状況は、処理区域内

人口6,953人を基に算出すると、下水道普及率95.9%、水洗化率は68.8%であり、年々微増している。今後も水洗化率の向上のため、啓発活動に取り組みられることも確認した。審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

(4) 認定第5号「令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」

令和2年度の決算額は、歳入総額7億4,924万9,362円、歳出総額7億956万9,336円、実質収支額は3,968万26円の黒字である。審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

(5) 認定第6号「令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本特別会計は75歳以上の高齢者を対象として平成20年4月に創設。運営は都道府県単位の広域連合組織が行っている。令和2年度の決算額は、歳入総額1億685万9,033円、歳出総額1億678万8,433円、実質収支額7万600円の黒字である。審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

(6) 認定第7号「令和2年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

収益的収支について、水道事業収益1億6,832万3,018円、水道事業費1億5,576万8,622円、収支差引1,255万4,396円の黒字。資本的収入及び支出について、資本的収入502万8,700円、資本的支出4,188万8,758円、審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

以上です。

議長（福井保夫） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これから案件ごとに、討論、採決を行います。

まずはじめに、認定第2号「令和2年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（福井保夫） 次に、認定第3号「令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（福井保夫） 次に、認定第4号「令和2年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、認定第4号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長(福井保夫) 次に、認定第5号「令和2年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、認定第5号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（福井保夫） 次に、認定第6号「令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、認定第6号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（福井保夫） 次に、認定第7号「令和2年度安堵町水道事業会計決算の認定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、認定第7号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長（福井保夫） 日程第5 発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

7番（浅野 勉） 本件について、提出者は浅野。賛成者は、その他全議員の連署で提出をいたします。それでは発議第1号を朗読します。

発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について提案理由を述べます。

今般、奈良県町村議会議長会会長から標記の件について依頼がありました。その内容は、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており国民生活への不安が続いている中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であること、その趣旨に賛同し別紙意見書を提出します。

2. 意見書、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める」新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

日付は提出日といたします。安堵町議会。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） はい。起立、全員です。お座りください。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第6 発議第2号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

（森田議員 登壇）

8番（森田 瞳） 発議第2号の趣旨説明をいたします。

「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について」、趣旨説明をいたします。

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立てのため、沖縄防衛局は、沖縄島南島の土砂も採取しようとしています。南部地域は、去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨が埋もれている地域です。現に、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」（代表：具志堅氏）が遺骨の発掘を進めていた沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまいました。

国のために尽くした犠牲者の骨などが含まれる土砂を埋め立てに使うということは、あってはならないことです。南部地域の戦没者遺骨の特徴は、砲撃などによる破水骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。

今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地の建設に賛成か反対かではなく、まさに人道上の問題であります。沖縄戦で亡くなった7万7,458名の日本兵は、全国から沖縄に派兵された青年達ですので、このことは沖縄だけの問題ではなく、全国の問題であると考えます。

よって、「戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと」、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、我が国の政府が主体となって戦没者遺骨収集をすること」を強く要請するものです。

提出者は私、森田。賛成者は、その他全議員の連署で提出いたします。

それでは、発議第2号を朗読いたします。

発議第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第12条第1項の規定により提出します。

令和3年9月16日提出、提出者 安堵町議会議員 森田瞳。

賛成者 安堵町議会議員 福井保夫、同じく松田勝、山岡敏、浅野勉、三浦博、増井敬史、大星成司でございます。

意見書を朗読いたします。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎(いしじ)」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって本町議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

- 記。1. 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
2. 住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月。奈良県安堵町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣でございます。

御賛同の程よろしくお願い申し上げます。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第7「議員派遣について」を議題とします。

本案については私から説明いたします。

今年度の議員派遣について、お手元にお配りしましたとおり派遣したいと思います。窪田地区に整備される遊水地の底面利活用について、今年度に入ってから検討委員会が設置され、かねてから当議会においても協議していることとあります。当議会は寝屋川治水緑地には平成30年10月に視察しましたが、その後、本町における遊水地の計画が変更したことにより、底面活用条件が変更されることが判明しました。このような事情もあり、施設が充実している同地を参考まで、再度視察することが有意義であると考えます。ただし未だにコロナ禍の終息が見込めないため、視察の時期、実施するか否かは状況次第、また受け入れ先の都合次第であることとします。

お諮りします。

お手元の資料のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第8「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業建設常任委員長及び文教厚生常任委員長から、お手元にお配りしましたように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第9「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」、議題とします。

委員長から、お手元にお配りしましたように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第10「子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会の閉会中の継続調査について」、議題とします。

委員長から、お手元にお配りしましたように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(福井保夫) 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回安堵町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

閉 会

午前10時51分
